

- ・暑熱対策技術・製品、災害の検知・予測システムなど「適応ビジネス」の展開

第8 環境教育の推進に関すること

1 環境教育・普及啓発の推進【第56～59条関係】

(1) 効果的な環境教育等の推進

県民、事業者などあらゆる主体が気候変動問題についての理解を深め、行動に結びつけられるよう、効果的な環境教育・普及啓発を実施し、その拠点機能を担う体制を整備することとする。

取組例

- ・幼少期から高齢期まで、体系的な環境教育の実施
- ・地域における環境活動のリーダーとなる人材育成の講座の開催
- ・あらゆる世代が環境についての話し合いができる「エコカフェ」の運営

(2) 地球環境を守る日

国連アースデーであり、パリ協定の署名式が行われた「4月22日」を「地球環境を守る日」とし、県民や事業者の地球環境保全活動を行う意欲が高まるよう、県内各地で趣旨にふさわしい行事を実施することとする。

2 顕彰等【第62条関係】

気候変動対策（緩和策・適応策）に貢献する県民、事業者の功績を表彰し、ロールモデルとして情報発信、普及浸透を図ることとする。

また、温室効果ガスの排出抑制に積極的に取り組む事業者の削減努力を「見える化」するため、「計画書制度」に関する積極的な公表（情報の開示）を行うこととする。

第9 計画書制度に関する記載要領

1 「温室効果ガスの排出削減計画書」に関する事項【第25条関係】

(1) 特定事業者及び計画書の対象となる温室効果ガスの範囲

特定事業者の範囲及び規則様式第1号の温室効果ガスの排出削減計画書（以下「計画書」という。）を作成するに当たり対象となる温室効果ガスの排出の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(ア) 特定事業者の範囲

- A 県内に設置しているすべての工場又は事務所その他の事業場（以下「工場等」という。）における前年度のエネルギー使用量（原油換算値）の合計が1,500キロリットル以上である者（地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第2項に規定する連鎖化事業を行う者を含む。）
- B 一定規模以上の輸送能力を有する者
 - ・貨物事業者100台
 - ・バス事業者100台
 - ・タクシー事業者150台

・自家用貨物自動車貨物輸送者100台

(イ) 計画書の対象となる温室効果ガスの範囲

A 前年度のエネルギー使用量（原油換算値）の合計1,500キロリットル以上の者（上記（ア）Aに該当する者）

① 県内に設置しているすべての工場等での化石燃料の燃焼による排出、生産途中での排出、事業で用いる車両（専ら工場等の構内で用いるものに限る。）からの排出

② 県内に設置しているすべての工場等での生産活動のために利用した電気又は熱（他人から供給されたものに限る。）からの発生に伴う排出

③ 県内に設置しているすべての工場等での非エネルギー起源からの排出

B 一定規模以上の輸送能力を有する者（上記（ア）Bに該当する者）

① 事業で用いる車両からの排出

(2) 中小排出事業者による提出

特定事業者以外の事業者（中小排出事業者）においても、事業活動における温室効果ガスの排出削減を進めるため、計画書の提出に努めるものとする。

特に、県及び市町村においては、その規模に関わらず、積極的な提出に努める。

なお、計画書の記入の項目その他計画書に関する事項については、特定事業者に準じる。

(3) 計画書の記入の項目及び方法

(ア) 区分

提出に当たっての区分に応じ、該当するものにレを付すこと。

(イ) 事業者の区分

規則第7条各号の要件のうち該当するものにレを付すこと。

(ウ) 氏名又は名称

計画書の対象となる事業者の名称を記入すること。

(エ) 住所又は主たる事務所の所在地

計画書の対象となる事業者の住所又は主たる事務所の所在地を記入すること。

(オ) 主たる業種

日本標準産業分類に従って細分類を記入すること。

(日本標準産業分類のホームページ)

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seid/sangyo/

(カ) 計画期間

事業者の事業形態に応じ、原則、3年から5年の間を計画期間とすること。

(キ) 基本方針

計画期間を通しての事業者が取り組む温室効果ガスの排出削減や廃棄物の排出抑制など気候変動対策をはじめ、環境全般に関する考え方をまとめ、記入すること。

(ク) 推進体制

温室効果ガスの排出削減に関する取組みの推進責任者及び担当者並びに点

検体制をまとめ、記入すること。規則第6条各号で掲げる環境マネジメントシステムを取得等している場合は、当該規格の名称、適用範囲、取得等年月日を記入する。

なお、規則第6条第3号の指針で定める環境マネジメントシステムは、次に掲げるものとする。

- ・環境首都とくしま・県マネジメントシステム又は当該システムに準ずるもの（地方公共団体に限る。）
- ・公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証を受けたもの

(ケ) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

温室効果ガスの排出の抑制等に直接の影響を及ぼす取組み及び措置について、各年度ごとに計画立てて、個別具体的に記入すること。

また、記入に当たっては、「別表第1」及び「温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト（計画書用）（指針様式第2号）」を参考にするとともに、チェックリストについては、可能な限り計画書に添付することが望ましい。

(コ) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況

A 基準年度排出量

a 基準年度

計画期間の初年度の前年度とする。

b 温室効果ガスの排出量の算定方法

「別表第3」及び「別表第4」（それぞれ「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」環境省・経済産業省による）に掲げる燃料の燃焼、他人から供給を受ける電気又は熱等の二酸化炭素換算数量の合計を記載するものとする。排出量の算定に当たっては、「別表第3」及び「別表第4」に掲げる換算係数及び排出係数を用いるものとする。ただし、燃料等について「別表第3」及び「別表第4」と異なる係数であることを証する書類を添付する場合には、その係数の数値を用いて排出量を算定することができる。

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス（非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）については、種類毎に算定するものとするが、二酸化炭素換算数量が100トン未満のものは排出量に算入しないことができる。

なお、算定に当たっては、温室効果ガス排出量内訳書（指針様式第1号）を用いることができる。

(サ) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

A 目標年度排出量

計画期間の最終年度とする。

計画期間の最終年度における数量的な目標を記入すること。

B 目標削減率

排出量ベース又は原単位ベースのいずれかを選んで記入すること。

なお、目標削減率は、計画期間を通じ、少なくとも年平均1%以上となるよう努めるものとする。(排出量ベース、原単位ベースを問わない)

a 排出量ベース

目標年度の温室効果ガスの目標排出量から基準年度のそれとの差を基準年度の温室効果ガスの排出量で除した数値に100を乗じて得た数値(小数第2位を四捨五入)を記載するものとする。

b 原単位ベース及び「原単位に用いた指標及び設定方法」

原単位当たりの温室効果ガス排出量を選択した事業者にあつては、温室効果ガス排出量の削減に係る取組等が適正に反映されると考える数量及び考え方(生産数量、延べ床面積、走行距離等)などについて記載するものとする。

c 「目標設定の考え方」

目標削減率を算出した根拠や考え方について記載すること。

(シ) 森林吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量及び削減量

A 森林の整備及び保全

知事の認定を受けた、植林や間伐などの森林保全の取組みにおいて吸収されたとみなされる二酸化炭素の量。なお、規則第14条第1号に規定する知事が適当と認めた制度は、次に掲げるものである。

・「とくしま協働の森づくり事業」におけるCO₂吸収量評価・認証制度

B J-クレジットの購入

「J-クレジット制度(経済産業省・環境省・農林水産省)」及び「国内クレジット制度(経済産業省、環境省、農林水産省)」、「オフセット・クレジット制度(環境省)」、「京都メカニズムクレジット制度(経済産業省、環境省)」に基づき認証されたクレジットに係る二酸化炭素の量。

C グリーン電力・熱証書の購入

グリーンエネルギー認証センターの認証を受けたグリーン電力又はグリーン熱の購入予定量に、「別表第3」の電気又は熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られた二酸化炭素量。

D 再生可能エネルギーの供給

再生可能エネルギーの利用による発電量又は熱供給量のうち余剰電力又は熱として他に供給する予定量に、それぞれ「別表第3」の電気又は熱の二酸化炭素排出係数を乗じて得られた二酸化炭素の量。

E その他

知事が適当と認めた制度に基づき、地域のコミュニティ単位での節電・省エネなどの取組において削減されたとみなされる二酸化炭素の量。なお、知事が適当と認めた制度は、次に掲げるものである。

・「地域版省エネクレジット事業(仮称)」におけるCO₂削減量評価・認証制度

F 吸収量及び削減量の合計

AからEまでの取組で目標年度に削減する二酸化炭素換算の合計を記入する。

(ス) 差引排出量

A 目標年度差引排出量

様式中の「目標年度排出量②」から「吸収量及び削減量の合計③」を減じた数値を記入すること。

B 削減率

「基準年度排出量①」から「目標年度差引排出量④」を減じた数値を①で除したものに100を乗じ、小数第2位で四捨五入した数値を記入すること。

(セ) 地域における温室効果ガスの削減への貢献に関する事項

事業活動に伴う温室効果ガスの削減とは別に、地域における温室効果ガス排出の抑制につながる取組みについて記載すること。

(例) 環境教育(小中学校等への出前授業、工場見学会、社内教育の充実等)

森林保全(植林・植栽活動、県産材の活用、森林保護活動への支援等)

(ソ) その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項

上記(セ)以外に、温室効果ガスの排出抑制等に資する取組み等があれば記載すること。

(例) 温室効果ガスの排出量が少ない製品の開発 等

(タ) 特記事項

温室効果ガスの排出量の算定に当たって独自の係数を使用した場合、計画期間中に生産設備の増減の予定がある場合、その他計画書記載の内容について、記載するものとする。

また、基準年度排出量及び目標年度排出量に係る調整後温室効果ガス排出量を記載するものとする。なお、燃料等に係る事業者独自の係数を用いた場合など、計画書に記載した事項の参考となる資料を必要に応じて添付すること。

(4) 温室効果ガス排出量内訳書に関する事項

(ア) 温室効果ガスの排出量の内訳

規則第8条第2項に規定する温室効果ガスの排出量の内訳を記載した書類については、別に掲げる温室効果ガス排出量内訳書(指針様式第1号。以下「排出量内訳書」という。)を用いることができる。

(イ) 排出量内訳書の作成等

排出量内訳書は、県内に設置しているすべての工場等の合計の数値等を記入すること。工場等の名称、工場等の住所又は所在地、工場等の主たる用途については記入不要とする。

また、県内にエネルギーの使用の合理化等に関する法律(以下「省エネルギー法」という。)第7条の4第2項に規定する第一種エネルギー管理指定工場等又は第17条第2項に規定する第二種エネルギー管理指定工場等を設置している場合は、併せて、当該工場等毎の排出量内訳書を作成し、提出すること。この場合、工場等の名称、工場等の住所又は所在地、工場等の主た

る用途を記入すること。(県内に第一種エネルギー管理指定工場等又は第二種エネルギー管理指定工場等を1工場等のみ設置している場合は、前段の排出量内訳書の作成、提出を省略することができる。)

なお、県内に第一種エネルギー管理指定工場等及び第二種エネルギー管理指定工場等以外の工場等を設置している場合は、当該工場等の名称及び住所又は所在地を記載した資料を添付すること。

(5) 計画書の提出等に関する事項

(ア) 計画書の提出

計画書は、計画期間ごとに作成し、知事(県民環境部環境首都課)に1部提出するものとする。なお、提出に当たっては、「提出書(規則様式第2号)」及び「温室効果ガス排出量の内訳を記載した書類(「排出量内訳書(指針様式第1号)」を用いて可)」、「温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト(計画書用)(指針様式第2号)」(任意)を添付すること。

なお、計画書及び計画書策定のための算定資料は、計画期間の全期間の報告が完了するまで保存すること。

(イ) 計画書の再提出

提出した計画書の内容について見直し又は訂正等を行ったときには、速やかに見直し又は訂正等を行った計画書を知事に再提出しなければならない。

なお、条例第25条第3項及び規則第10条に定める軽微な変更(目標削減率の増減が10%未満)は除く。

(6) 計画書の公表に関する事項

県は、提出された計画書を次の場所及び方法により県民の閲覧に供するものとする。

(ア) 環境首都課において、紙による公表を行う。

(イ) 県のホームページにおいて、電子的手法(PDFファイル)による公表を行う。

(ウ) 中小排出事業者は、本計画書の公表について同意が得られたもの(提出書において同意の有無を記載)について、上記に準じて公表を行うものとする。

2 「実施状況等報告書」に関する事項【第26条関係】

(1) 中小排出事業者による提出

特定事業者以外の事業者(中小排出事業者)においても、事業活動における温室効果ガスの排出削減を進めるため、報告書の提出に努めるものとする。

特に、県及び市町村においては、その規模に関わらず、積極的な提出に努める。

なお、報告書の記入の項目その他報告書に関する事項については、特定事業者に準じる。

(2) 報告書の記入の項目及び方法

規則様式第3号の実施状況等報告書(以下「報告書」という。)の項目の記入に当たっては、1の計画書に準じて記入すること。

(ア) 温室効果ガスの排出削減計画書に基づく措置の実施状況

提出した計画書に記入した措置の実施の状況について記入すること。

報告対象年度に実施した、温室効果ガスの排出抑制等に直接の影響を及ぼす取組及び措置を個別具体的に記入すること。

また、記入に当たっては、「別表第1」及び「温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト（報告書用）（指針様式第3号）」を参考にするとともに、チェックリストについては、可能な限り報告書に添付することが望ましい。

(イ) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び削減目標の達成状況

A 報告対象年度

報告書を提出する年度の前年度をいう。

報告対象年度の温室効果ガスの排出量等は、当該報告対象年度におけるそれを、計画書の計算方法等に準じて算定し、記入すること。

B 目標年度

計画書で定めた計画期間の最終年度をいう。

目標年度の温室効果ガスの排出量等は、あらかじめ提出済みの計画書における数値を転記するものとする。

(ウ) 森林吸収源対策等による温室効果ガスの吸収量及び削減量

A 報告対象年度（実績）

報告対象年度の対策等の区分ごとの取組量等は、当該報告対象年度におけるそれを、計画書の計算方法等に準じて算定し、記入すること。

B 目標年度（計画）

目標年度の対策等の区分ごとの取組量等は、あらかじめ提出済みの計画書における数値を転記するものとする。

(エ) 差引排出量

A 基準年度排出量（③）

基準年度の温室効果ガスの排出量（③）は、あらかじめ提出済みの計画書における数値を転記するものとする。

B 報告対象年度差引排出量（(①－②) ④）

報告対象年度の温室効果ガスの排出量は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出状況及び削減目標の達成状況の報告対象年度の排出量に記入した数値

（①）から、森林吸収源対策等による温室効果ガスの削減の吸収量及び削減量の合計に記入した数値（②）を減じた数値を記入すること。

C 削減率（(③－④)／③）

「基準年度③」の数値から「報告対象年度差引排出量④」の数値を減じ、これを③で除したものに100を乗じ、小数第2位を四捨五入した数値を記入すること。

(オ) 排出実績に対する自己評価

排出実績に対して、自己評価（実施した温室効果ガス排出抑制に係る対策及び効果、課題、排出量の増加要因等）を記載すること。

(カ) 地域における温室効果ガスの削減への貢献に関する事項

計画書に準じて、記載すること。

(キ) その他温室効果ガスの排出の抑制等に関する事項
計画書に準じて、記載すること。

(ク) 特記事項

計画書に準じて記載し、基準年度排出量、報告対象年度排出量及び目標年度排出量に係る調整後温室効果ガス排出量を記載するものとする。

(3) 温室効果ガス排出量内訳書に関する事項

(ア) 温室効果ガスの排出量の内訳

規則第11条第2項に規定する温室効果ガスの排出量の内訳を記載した書類については、排出量内訳書を用いることができる。

排出内訳書の作成等については、1(4)に準ずる。

(4) 報告書の提出等に関する事項

報告書は、毎年度作成し、知事（県民環境部環境首都課）に1部提出するものとする。なお、提出に当たっては、「提出書（規則様式第2号）」及び「温室効果ガス排出量の内訳を記載した書類（「排出量内訳書（指針様式第1号）」を用いて可）」、「温室効果ガスの排出抑制等のための重点対策チェックリスト（報告書用）（指針様式第3号）」（任意）を添付すること。

(5) 報告書の公表に関する事項

報告書の公表については、計画書の公表（1(6)）に準ずる。

3 環境情報の自主的な公表に関する事項【第28条関係】

特定事業者が自主的かつ積極的に公表する環境情報は、次のとおりとする。

- (1) 県に報告した事業活動に係る温室効果ガスの排出状況
- (2) 県に報告した温室効果ガスの排出抑制に係る対策の実施状況
- (3) その他自社の環境情報の積極的な公表に努めること。

4 「建築物環境配慮計画書」に関する事項【第32条関係】

(1) 計画書の作成・提出義務のある建築物の範囲

- (ア) 新築 床面積の合計が、2,000㎡以上の建築物
- (イ) 改築 改築に係る部分の床面積の合計が、2,000㎡以上の建築物
- (ウ) 増築 増築に係る部分の床面積の合計が、2,000㎡以上の建築物

(2) 任意による計画書の作成・提出

(1)に掲げる範囲以外の建築物においても、当該建築等における温室効果ガスの排出削減を進めるため、計画書の積極的な提出に努めるものとする。

特に、県及び市町村においては、その規模に関わらず、積極的な提出に努める。

なお、計画書の記入の項目その他計画書に関する事項については、(1)に掲げる建築物に準じる。

(3) 計画書の記入の項目及び方法

(ア) 建築物の名称

建築しようとする建物（当該建築物）の名称を記入すること。計画書提出時における名称（仮称）でもよい。

(イ) 建築物の所在地

建築しようとする建物の所在地を住居表示により記入すること。

(ウ) 工事の種別

提出に当たっての区分に応じ、該当するものにレを付すこと。

(エ) 工事着手予定年月日及び工事完了予定年月日

建築しようとする建物の工事の着工及び完了の予定日を記入すること。

(オ) 用途及び規模

建築しようとする建物の用途ごとに、床面積を記入すること。用途は、次の区分によるものとする。

集合住宅・ホテル・病院・物品販売業を営む店舗・事務所・学校・飲食店
・集会所・工場・その他（具体的な用途を記入すること。）

(カ) 敷地面積、建築面積、延べ面積、構造、高さ、階数

建築しようとする建物の設計図書の該当箇所から転記し記入すること。

(キ) 温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置

建築しようとする建物に施そうとする措置の概要を「別表第2 建築物に係る温室効果ガスの排出抑制等のための措置」を参考に、具体的に記入し、作成するものとする。

(ク) 連絡先

連絡先は、事業所の代表電話などではなく、建築しようとする建物の担当部署に直接連絡ができることを記入すること。なお、届出者の住所等と同一であった場合も、再度記入すること。

(4) 建築物の環境性能に関する評価結果

規則第16条第2項で定める建築物の環境性能に関する評価結果は、次に掲げる環境エネルギー性能評価指標の評価書又はこれに類するものを添付するものとする。

(ア) CASBEE新築（非住宅用）

(イ) CASBEE戸建（戸建住宅用）

(ウ) 一次エネルギー消費算定プログラム（住宅用）

(エ) 一次エネルギー消費算定プログラム（建築物用）

(オ) 一次エネルギー消費算定プログラム（モデル建築物法）

(5) 建築物環境配慮計画変更届出書の提出

建築物環境配慮計画書の見直し又は訂正等を行うときは、建築物環境配慮計画変更届出書を提出するものとする。建築物環境配慮計画変更届出書は、建築物環境配慮計画書に準じて記入すること。

なお、条例第32条第2項及び規則第18条に定める軽微な変更（「床面積」及び「温室効果ガスの排出の抑制等を図るための措置」のいずれにも変更を伴わない場合）は除く。

(ア) 変更しようとする事項

建築物環境配慮計画書に記入した事項のうち、変更しようとする項目について、変更前と変更後のものを記入すること。

(イ) 変更の理由

計画の変更が生じた理由を、簡潔に記入すること。

(6) 工事完了届出書

工事が完了したときは、速やかに工事完了届出書（規則様式第6号）を提出するものとする。

(7) 提出先及び提出部数

建築物環境配慮計画書（図面（配置図、平面図、立面図、断面図、設備図等）及び委任状（必要な場合）を添付）、変更届出書、工事完了届出書は、建築物の所在地を所管する総合県民局又は東部県土整備局に1部提出するものとする。

なお、徳島市内の建築物にあっては、提出先は、県民環境部環境首都課とする。

(8) 計画書等の公表に関する事項

県は、提出された計画書等の公表について同意が得られたものは、次の場所及び方法により県民の閲覧に供するものとする。

(ア) 環境首都課において、紙による公表を行う。

(イ) 県のホームページにおいて、電子的手法（PDFファイル）による公表を行う。

5 「エコドライブ推進員選任届出書」に関する事項【第38条関係】

(1) エコドライブ推進員選任の届出義務のある事業者等

事業で用いる車両のうち、県内で50台以上管理する者（委託先の事業者の車両の台数は含まない。）。

(2) 任意による選任届出書の提出

上記（1）に掲げる範囲以外の事業者においても、当該事業における温室効果ガスの排出削減を進めるため、選任届出書の積極的な提出に努めるものとする。

特に、県及び市町村においては、管理する台数に関わらず、積極的な提出に努める。

なお、選任届出書の記入の項目その選任届出書に関する事項については、（1）に掲げる事業者等に準じる。

(3) 選任届出書の記入の項目及び方法

(ア) 届出者

事業者の名称（商号）を記入すること。なお、県内の特定の支店、営業所等を記入する場合は、その支店名、営業所名等まで記入すること。

(イ) 自動車の主な管理場所

事業で用いる車両を管理している県内の主な場所を記入すること。

(ウ) エコドライブ推進員の役職及び氏名

事業で用いる自動車を管理する部署の従業員の役職と氏名を1人以上記入すること。記入するエコドライブ推進員の人数が4人を超える場合は、別紙を用意し記入すること（様式不問）。

なお、県内に複数の自動車の主な管理場所がある場合は、その管理場所ごとに記入しても構わない。

(エ) 管理する自動車

県内で事業に用いている車両の台数を、自動車（原動機付自転車以外の二輪車を含む。）と原動機付自転車に分けて記入すること。

(オ) エコドライブに係る研修の実施

講習会の開催など、従業員が参加するエコドライブに関する研修の実施状況を記入すること。

(カ) 上記以外の温室効果ガスの排出の抑制等に資する取組

出張時の公共交通機関の積極的利用や車の乗り合わせ、従業員の「ノーマイカーデー」の設定、渋滞緩和のための時差通勤の導入等、温室効果ガスの排出抑制に資する取組について記入すること。

(4) 選任届出書の提出に関する事項

届出書は、県民環境部環境首都課に1部提出するものとする。

(5) 選任届出書の公表に関する事項

県は、提出された選任届出書の公表について同意が得られたものは、次の場所及び方法により県民の閲覧に供するものとする。

(ア) 環境首都課において、紙による公表を行う。

(イ) 県のホームページにおいて、電子的手法（PDFファイル）による公表を行う。

第10 その他

本指針については、今後の社会経済情勢や気候変動対策に関する各種の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととする。

また、計画書制度のあり方については、今後、効果や影響を検証し、必要に応じて、見直しを行うこととする。

< 参考 >

計画書制度の対象範囲

	計画書等の提出義務がある事業者等の範囲	左記以外の事業者等	関係様式
○温室効果ガスの排出削減計画書 ○実施状況等報告書	(特定事業者) ① 前年度のエネルギー使用量が原油換算で、1,500kl以上の者 ② 自動車運送業を行う者で次の台数以上の輸送能力を有するもの ア トラック事業者 100台 イ バス事業者 100台 ウ タクシー事業者 150台 エ 自家用貨物自動車による貨物輸送を行う者 100台	任意により提出	規則 様式第1号 様式第2号 様式第3号 指針 様式第1号 様式第2号 様式第3号
○建築物環境配慮計画書、変更届完了届	① 新築：床面積 2,000㎡以上 ② 増改築：増改築に係る床面積 2,000㎡以上		規則 様式第4号 様式第5号 様式第6号
○エコドライブ推進員選任届出書	自動車を50台以上管理する者		規則 様式第7号

計画書制度の公表

	計画書の提出義務がある事業者等	左記以外の事業者等
○温室効果ガスの排出削減計画書 ○実施状況等報告書	(特定事業者) 公表	
○建築物環境配慮計画書、変更届、完了届	同意があった場合は、公表	
○エコドライブ推進員選任届出書		